お客様とわたしたちの日々を、むすぶ・つなぐ情報紙

hmr
seventh sense group

seventh sense times
セブンセンスタイムズ

2022
Mar.
Vol.024

3

印紙税入門

借入金の受取書

Q 次の受取書は、金銭の消費貸借契約の際に作成するものですが、印紙税はどのような取扱いになりますか。

▶事例1

○○様　　受　取　書

¥2,000,000-

上記金額、確かに受け取りました。
ただし、○年○月○日付金銭消費貸借契約に基づく借入金として。

（略）

事例1 解説

この文書は、たとえ当事者は借用証とする目的で作成したとしても、金銭の受取事実のみが記載されているにすぎないことから、第1号の3文書（消費貸借に関する契約書）には該当せず、第17号の2文書（売上代金以外の金銭の受取書）に該当しますので、額面200万円の場合は印紙税は200円になります。

▶事例2

○○様　　受　取　書

¥2,000,000-

上記金額、確かに受け取りました。
1　返済期日　○年○月○日
2　返済方法　現金持参
3　利率　年○％

（略）

事例2 解説

この文書は、金銭の受取事実とともに返済期日、返済方法、利率の記載があることにより、単なる金銭の受取書とはいえず、文書上、借用証であることが明らかですから、第1号の3文書（消費貸借に関する契約書）に該当します。また、借入金の受取事実を証するものとして第17号の2文書（売上代金以外の金銭の受取書）にも該当しますが、通則3のイの規定により第１号の３文書として取り扱われます（第1号と第17号どちらにも該当する場合には第1号文書とする）ので、額面200万円の場合は印紙税は1,000円になります。

また「借用証」と表示された文書や「金○○円借用しました」と記載された文書は、返還方法等が記載されていなくても、その文書上から借用証であることが明らかですから、第1号の3文書になります。

なお、別途、金銭消費貸借契約書等が作成されている場合は、既に成立している契約内容を単に確認したものにすぎないことから、第1号の3文書としては取り扱われず、第17号の2文書のみに該当することになります。

判断に迷う際は、弊社担当者までいつでもご相談ください。

文●セブンセンス税理士法人　パートナー　高橋 伸二

還付申告について

今年も確定申告時期が終了しました。
各税理士業界の皆様お疲れ様です!
納税者の皆様お疲れ様でした!!
今回は通常の所得税等の確定申告ではなく、
還付申告についてご案内いたします。
確定申告書を提出する義務のない人でも、
給与等から源泉徴収された所得税は確定申告をすることで
納め過ぎた所得税の還付を受けられることがあります。
この申告を還付申告といいます。

還付申告が受けられる例は右の通りです

- 住宅ローンを組んでマイホームを購入した人
- 年末調整後に結婚した人
- マイホームの耐震工事や省エネ工事、バリアフリー工事をした人
- 医療費が10万円を超えている人
- 寄付をした人
- ふるさと納税をした人
- 昨年の途中で退職して、年内に再就職をしていない人
- 株で大損した人
- 災害や盗難で損害を受けた人…などなど

確定申告の必要がない方の還付申告は、
還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。
したがって、これまでに申告をしていなかった場合、平成29年分については、
令和4年12月31日まで申告することができます。同様に、令和3年分については、
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで申告することができます。

Please check out our English YouTube page!
たった30秒! 英語で「Topics」をYouTubeにて配信中!
ネイティブスピーカーのスタッフが、日本の税制やビジネス、
そのほかさまざまなトピックスを、30秒間でコンパクトに英語で発信。
情報収集や英語のヒアリングなどに、ぜひご活用ください!
Seventh Sense Group Channel
YouTubeサイト内[Seventh Sense Group]で検索・登録!
https://www.youtube.com/channel/UCiZOYyTxji7HpALT0Lc1O1Q/

word 24

ビジネストレンドワード

若者をスキーにつれてきて。ゲレンデ今昔物語

様々な賛否の声を招きながら、北京冬季オリンピックが終了しました。3月には、続いて北京パラリンピックが開幕します。

通常であればウインタースポーツが盛り上がる契機になるのですが、スポーツ人口縮小とコロナ禍もあり利用者は減少。そこでスキーリゾート業界は様々な対応策を考えています。

リクルートが運営する旅行予約サイト「じゃらんnet」は、「マジ★部」という19~22歳の若者向けサイトを展開。その中で「雪マジ!19」というサービスを実施中で、日本の約160のスキー場と提携し、スキー・スノーボードのリフト券が「19歳のみ」無料になるというものです。また、同じくリフト券が「20歳のみ」半額になるキャンペーンも実施中です。若者のウインタースポーツ利用を促し、同時に宿泊や新幹線などの利用を高める狙いです。

ところで今冬は、JR東日本が行っている「JR SKI SKI」キャンペーンが30周年を迎えました。1992年、新幹線に乗って、気軽にゲレンデに行ける。それを当時の先端の音楽と映像、印象的なキャッチコピーで、広告展開をしていたもの。

その結果、バブル経済後期の勢いと共に若者のウインタースポーツブームを醸成、それはある程度定着しました。しかし時を経て縮小しました。

やはり解決は、リゾートを楽しめる時間、そして交通宿泊・道具に使える所得の上昇がカギにはなるのでしょう。若者にゲレンデの楽しい体験を記憶に残してもらい、レジャーの選択肢として声を上げたいといったところでしょう。2030年の冬季五輪（札幌が招致参加予定）、果たしてそのころ利用者は増えているのでしょうか。

脳のストレッチ 24 数独

A~Dに入る数字を足すといくつになるでしょう？

解答は、次月号で掲載します。

		2		7			6	
8			6		3			
		6				5		9
	5	A	2		B		8	
4				1				2
	6		C		9	D	3	
3		4				7		
			8		2			6
	1			5		9		

解答欄 A ＋ B ＋ C ＋ D ＝ 合計 ☐

2月号の答え 5 ＋ 9 ＋ 5 ＋ 9 ＝ 合計 28

先達に学ぶ。

「世界に訴え 心を動かす」

サーロー節子氏
（平和運動家）

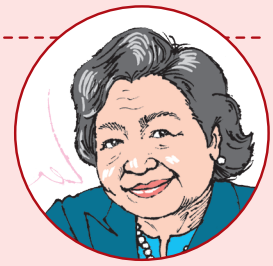

中村節子は1932年、広島県広島市で生まれた。13歳になった1945年。8月6日、原子爆弾が広島市に投下された。爆心地から1.8km離れた場所にいた節子は命こそ落とさなかったものの、被爆し建物の下敷きになった。原爆で約14万人が亡くなったと言われる。節子のまわりでも8人の親族と300数人の同窓生が亡くなった。

終戦後も大きな傷が残り続けた。被爆者への支援はなく「孤独と悲哀の中で暮らした」と節子は言う。その後、節子は広島女学院大学を卒業。1954年にアメリカに留学。アメリカに着くと新聞記者から取材された。「ヒロシマや1950年代の水爆実験に何を感じるか？」。彼女は答える。「広島と長崎は、核実験の始まりではなく、終わりであるべきだった」。記事への反響は「日本へ帰れ」「真珠湾を忘れるな」。1955年、日本で知り合っていたカナダ人とワシントンD.C.で結婚し、サーロー節子となる。トロントに移住しソーシャルワーカーとなった。節子はカナダでも取材を受ける。その取材ではそれほど敵意は感じなかったが、無関心さや知識の無さに問題意識を持った。

これらを経て、節子はカナダで友人たちと、広島・長崎の被爆写真パネルの展示など、世論喚起のための活動を始める。カナダ、アメリカ、イギリス、日本などで、被爆体験を語り核兵器廃絶を訴えた。ICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）と活動を共にし、2017年にはノーベル平和賞授与式にも登壇。核兵器廃絶の実現を「あきらめないで」と、各国に協力を呼びかけた。核兵器のない世界に向け、半世紀以上歩んできたサーロー節子。彼女は今も歩き続けている。

今月の一冊 Book Review

金融のプロになる シリーズ6
融資取引関連書式集編

●監修:大平 正
●出版社:金融ブックス
●価格：1,760円（税込）

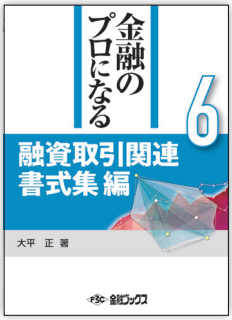

各金融機関独自の「契約書」や「念書」の作成の際、法的に必要な要件や書き方が一目で分かる一冊。「通帳を紛失した」「印鑑が見つからない」「預金者が死亡した」など、起こりうる案件の対処とその際必要な書式や、法人取引に関して必要となる「期限の延期」の場合などの67の書式例を掲載。

➔ kinyubooks.co.jp

今月、この日に何があった？ History

2010年3月1日
大丸と松坂屋が合併、「大丸松坂屋」が誕生

人口減少やネット、スーパーの台頭などによる流通業界の急変の煽りを受け、百貨店の再編が進んだ。阪急と阪神、三越と伊勢丹が統合する中、大丸と松坂屋は、持株会社「J.フロント リテイリング」を設立し、経営統合は2007年9月。2010年3月1日に合併し「大丸松坂屋」が発足した。持株会社方式のため、大丸と松坂屋のブランドは維持し、店の個性は残せる。反面、ノウハウの共有がされずらかったりスケールメリットが働きにくいという点もあるという。セブン&アイがそごう・西武の売却を検討など、流通としての百貨店業界は、コロナ禍も重なりまだ苦しい時期が続きそうだ。

hmr
発行元
セブンセンスグループ【東京・千葉・静岡・山陰・石垣島】
本部:東京赤坂オフィス　〒107-0052 東京都港区赤坂2-15-16 赤坂ふく源ビル4F
https://seventh-sense.co.jp